

日本国経済産業省及びインドネシア共和国エネルギー鉱物資源省との間の
エネルギー部門に関する協力覚書

日本国経済産業省及びインドネシア共和国エネルギー鉱物資源省（以下、個別に「当事者」といい、「両当事者」と総称する。）は、

2023年3月に開催されたアジア・ゼロ・エミッション共同体（AZEC）閣僚会合及び2023年12月に開催された首脳会合で確認されたとおり、ネット・ゼロ/カーボンニュートラルという共通の目標に向けて、各国の事情に沿った多様な移行の道筋を取り、経済成長、エネルギー安全保障、エネルギー分野の脱炭素化に同時に取り組むことの重要性を認識し、

世界的なエネルギー・トランジションに資するあらゆる選択肢の必要性を踏まえ、エネルギー分野における両国間の協力を強化することを望み、

平等及び相互利益の原則に基づいたエネルギー分野における協力を進展させる両当事者間の相互利益を考慮し、

経済的及び商業的な協力を強化する機会とともに、両国の国家エネルギー安全保障に貢献する機会に留意し、

2023年9月7日のジャカルタでの「インドネシア共和国と日本との間の包括的・戦略的パートナーシップに関する共同声明」を参照し、

2019年6月16日に軽井沢で署名され、その後完了された日本国経済産業省とインドネシア共和国エネルギー鉱物資源省との間のエネルギー部門に関する協力覚書を認識し、

2022年1月10日にジャカルタで署名された日本国経済産業省とインドネシア共和国エネルギー鉱物資源省との間のエネルギー・トランジションの実現に関する協力覚書を差し替えつつ、

それぞれの国の現行の国内法規に従い、

以下の認識に至った。

第一項 目的

この協力覚書（以下、「本覚書」という）は、平等及び相互利益の原則に基づき、エネルギー部門における両国間の協力を促進及び強化するため、協力的な制度的枠組みを構築することを目的とする。

第二項 協力分野

両当事者は、下記の分野に関して協力する。

1. それぞれの国の移行の道筋に基づいたネット・ゼロ排出に向けたエネルギー・トランジションロードマップの策定
2. 再生可能エネルギー、省エネルギー及び水素、アンモニア、カーボンリサイクル、CCS/CCUSなどのその他のクリーンエネルギー技術の開発・展開
3. エネルギー安全保障を強化するための、石油、ガス、電力を含む他のエネルギーの適切な開発
4. エネルギー・トランジションとそれに貢献する技術に関する政策立案、人材育成及び知識共有のための支援
5. 現実的なエネルギー・トランジションに貢献する技術の協力を加速するための多国間フォーラムでの取組の支援
6. 両当事者により相互に決定されたその他の分野の協力

第3項目 協力の形態

両当事者は、エネルギー分野に関し、下記を通じ協力を強化する意図を有する。

1. エネルギー・トランジションの取組の加速化に貢献するエネルギー投資、事業活動、共同事業（フュージビリティスタディ、実証事業、専門家、技術、サンプル及び機器の交換を含む）の推進など、両国の企業間協力の促進
2. エネルギー政策の改善に関する議論及び情報交換、協力、エネルギー・トランジションの取組に関する知識の共有、水素、アンモニア、カーボンリサイクル、CCS/CCUS、石油/ガス増進回収並びに関連するゼロ及び低排出技術などの貢献する技術の移転の可能性の特定
3. 再生可能エネルギー、省エネルギー事業の促進及び太陽光、風力、地熱、バイオエネルギー、水力、水素、電気自動車、充電インフラ並びに建築物、産業、運輸の省エネルギー等の分野における情報交換
4. エネルギー分野及び工業団地における脱炭素化事業の促進

5. 配送、貯蔵、再ガス化を含む石油、ガス及び LNG 事業の適切な協力の促進並びにエネルギー安全保障を強化するための発電及び電力網の開発の促進
6. エネルギー・トランジションの取組を加速するためのクリーンエネルギー技術へのアクセス及び移転に関する協力の可能性の促進
7. 石油精製、石油備蓄、再生可能エネルギー、省エネルギー及び原子力を含むエネルギー技術及び政策に関する知識共有、能力開発、人材育成を促進するための合同研修、学生、研究者、専門家の交流に関連する取組の実施
8. エネルギー関連の多国間枠組みでの進展に関する議論
9. 両当事者により相互に決定されたその他の形態の協力

第4項 実施機関

次の機関によって本協力が実施される。

1. インドネシア共和国エネルギー鉱物資源省については、エネルギー鉱物資源大臣官房
2. 日本国経済産業省については、資源エネルギー庁

第5項 実施

1. 両当事者は、具体的な協力分野と関連する活動について相互の同意によって決定する。活動のスケジュール、事業の計画、期限、分担、知的所有権を含む実施のためのそれぞれの共同活動及び計画に関する具体的な範囲については、両当事者間の別の取決めにて定めるものとする。
2. 本覚書の実施にあたり、一方の当事者が、第三の事業者を参加させることを望む場合、他方の当事者の書面による同意により確認するものとする。

第6項 エネルギーフォーラム

1. 両当事者は、本覚書に関する様々な議題を議論及び実施することを目的として、エネルギーフォーラムを設置することができる。
2. 両当事者の代表者により構成されるエネルギーフォーラムは、互いに決定した日時にて、定期的にインドネシアと日本と相互に開催することができる。それ

ぞれの当事者は、エネルギーフォーラムの会合の参加に際してかかる費用を自ら負担する。

3. 必要と認められる場合には、エネルギーフォーラムは、それぞれの当事者が合意した分野に関し、定期的にワーキンググループを開催する枠組みの設置を決定できる。両当事者は、ワーキンググループでの協議結果をエネルギーフォーラムに報告するものとする。
4. エネルギーフォーラムは、必要に応じて、日本・インドネシア閣僚級戦略対話を含む閣僚級会合に本覚書に関する協力の議論及び実施に関する報告をする。

第7項 秘密保持

1. 両当事者は、本覚書の下で実行された共同研究結果を含め、相互に提供されたデータや情報を、両当事者の書面による事前同意なしに、第三者へ開示又は提供しないことを確保する。
2. 両当事者は、本覚書の下で交換された情報や文書を、本覚書にて意図された以外の目的では利用せず、本覚書の署名に際し相互に決定された内容に沿わない形では利用しない。また、両当事者は、そのような情報や文書を他の当事者の書面による事前同意なしに第三者へ移転しない。

第8項 知的財産権

1. 一方の当事者が本覚書の実施のために提供した知的財産は、その当事者の財産であり続ける。
2. 本覚書の実施のための活動から生じる知的財産権は、両当事者及び/又はその関係団体間で策定される別の取決めに沿って取り扱う。

第9項 遺伝資源、伝統的知識及び伝承

1. 両当事者は、遺伝資源、伝統的知識及び伝承が存在し、その保護が効果的に推進されることを認識する。
2. 両当事者は、本覚書の実施において、遺伝資源、伝統的知識及び伝承の使用から生じる知的財産権が、両当事者それぞれの領域における法令に従うことを確認する。

3. 本覚書の実施における両当事者の遺伝資源、伝統的知識及び伝承の利用は、当事者間で策定される特定の取決めに基づいて決定される。

第 10 項 素材移転契約

両当事者及び/又はその関係団体は、研究素材が両当事者の原産国の領域外に移転される場合には、別の素材移転契約を作成する。

第 11 項 修正

本覚書は、両当事者相互の書面による同意により、修正することができる。

第 12 項 紛争解決

本覚書では、いずれの当事者においても、法的強制力のある権利や義務を与えることを意図しない。本覚書の実施又は解釈に関して生じるいかなる相違も、両当事者間の相互理解と善意に基づく協議及び交渉により、友好的に解決される。

第 13 項 開始、継続期間及び終了

1. 本覚書の下での協力は、署名日から開始する。
2. 本覚書の下での協力は、5年間継続し、双方の書面による同意により更に5年間延長することができる。
3. 本覚書の下での協力の終了は、両当事者が別段の同意をしない限り、継続中のプログラムや活動の完了に影響を及ぼすものではない。

以上の証として、両当事者は本覚書に署名する。

日本語、インドネシア語、英語による本書 2 通ずつ作成され、すべての文書が等しい価値を持つ。本覚書の解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

インドネシア共和国エネルギー・
物資資源省

日本国経済産業省

バフリル・ラハダリア
大臣

齋藤 健
大臣

場所 : ジャカルタ
日付 : 2024 年 8 月 21 日

場所 : ジャカルタ
日付 : 2024 年 8 月 21 日